

もう
申すまでももないことであるが、^{ほんけん}本件「^{おぼえがき}覚書」を^{じゅんび}準備するにあたっては、^{ぜったい}タイプストなどは絶対に^{しょう}使用せず、^{ひみつ}秘密保持にはこの上とも^{しんちょう}慎重に^き慎重を期せられたし。

(昭和十六年)十二月六日

^{りくぐん}陸軍二五八四四

^{タイペイ}対米「覚書」

(第一部)

一、^{テイコクセイフ}帝国政府ハ、「^{ガッシュウコク}アメリカ」^{アイダ}合衆国政府トノ間ニ^{ユウコウ}友好的
^{リョウカイ}諒解ヲ^ト遂ゲ、^{リョウコクキョウドウ}両国共同ノ^{ドリョク}努力ニ^ヨ依リ、^{タイヘイヨウチイキ}太平洋地域ニ^オ於ケル
^{ヘイワ}平和ヲ^{カクホ}確保シ、^{モツ}以テ^{ショウライ}世界平和ノ^{コウケン}招来ニ^{シンシ}貢献セントスル^{キボウ}真摯ナ
^{ウナガサ}ル希望ニ^{イライ}促シ、^{コウ}本年四月以来、^{コウ}合衆国政府トノ間ニ^{コウ}両国
^{コウ}交ノ^{チョウセイソウシンナラビニ}調整増進並^{アンテイ}太平洋地域ノ^{カン}安定ニ^{セイイ}関シ^{ケイトウ}誠意ヲ^{コウ}傾倒シテ交
^{ショウ}渉ヲ^{ケイゾク}継続シ^{キタ}来リタル所、^{トコロ}過去八月ニ^{カコ}亘ル^{ヤツキ}交渉ヲ^{ワタ}通ジ、^{ツウ}合衆
^{コジ}国政府ノ^{シュチョウ}固持セル^{コノカン}主張並^{オヨ}此間^{エイコク}合衆国及ビ^ト英国ノ^{ソチ}帝国ニ^ツ対シ^{ココ}執
^ソレル^{ソツチョク}措置ニ^ソ付キ、^{ショシン}茲ニ^{カイチン}率直ニ^{コウエイ}其ノ^{ユウ}所信ヲ^{コウエイ}合衆国政府ニ^{ユウ}開陳ス
ルノ^{ユウ}光栄ヲ有ス。

二、東亞ノ安定ヲ確保シ、世界ノ平和ヲ寄与シ、以テ万邦ヲ
シテ各 其ノ所ヲ得シメントスルハ帝国不動ノ国是ナリ。曩
ニ中華民國ハ帝国ノ真意ヲ解セズ、不幸ニシテ支那事変ノ発
生ヲ見ルニ至レルモ、帝国ハ平和克服ノ方途ヲ講ズルト共ニ、
戦禍ノ拡大ヲ防止センガ為始終最善ノ努力ヲ致シ来レリ。客
年九月、帝国ガ独伊兩國トノ間ニ三国条約ヲ締結シタルモ、
亦右ノ目的ヲ達成センガ為ニ外ナラズ。

(第二部)

然ルニ、合衆国及英帝国ハ、有ユル手段ヲ竭シ重慶政権ヲ援
助シテ日支全面平和ノ成立ヲ妨碍シ、東亞ノ安定ニ対スル帝
国ノ建設的努力ヲ控制セルノミナラズ、或ハ蘭領印度ヲ牽
制シ、仏領印度支那ヲ脅威シ、帝国ト此等諸地域トガ相携ヘ
テ共栄ノ理想ヲ実現セントスル企図ヲ阻害セリ。殊ニ帝国ガ
仏国トノ間ニ締結シタリシ議定書ニ基キ仏領印度支那共同
防衛ノ措置ヲ講ズルヤ、合衆国政府及英国政府ハ、之ヲ以テ
自国領域ニ対スル脅威ナリト曲解シ、和蘭国ヲモ誘ヒ資産
凍結令ヲ実施シ帝国トノ經濟断交ヲ敢テシ明カニ敵対的態
度ヲ示スト共ニ、帝国ニ対スル軍備ヲ増強シ帝国包圍ノ態
勢ヲ整ヘ以テ帝国ノ存立ヲ危殆ナラシムルガ如キ情勢ヲ誘

チ イタ
致スルニ至レリ。

(第十四部)

七、^{オモ}惟フニ、^{イト}合衆国政府ノ^ソ意図ハ、^タ英帝国其ノ^{コウゴウサクドウ}他ト苟合策動
シテ、^{トウア}東亞ニ^オ於ケル^{シンチツジョケンセツ}帝国ノ^ヨ新秩序建設ニ^{カクリツ}依ル^{ボウゲ}平和^ニ確立ノ^ニ努力
ヲ^ニ妨碍セントスル^ニノ^ニミナラズ、^ニ日支^ニ両国ヲ^{アイタタカ}相闘ハシメ、^ニ以テ
英米ノ^{リエキ}利益ヲ^{ヨウゴ}擁護セントスル^ニモノナルコトハ、^{コンジコウショウ}今次交渉ヲ^{ツウ}通
ジ^{メイリョウ}明瞭ト^ナ為リタル所ナリ。^{カク}斯テ日米^ニ国交ヲ^{チョウセイ}調整シ、^ニ合衆国
政府ト^{アイタズサ}相携ヘテ^ニ太平洋ノ^イ平和ヲ^ジ維持^ニ確立セントスル^ニ帝国政
府ノ^{ツイ}希望ハ^{ウシナ}遂ニ^ニ失ハレタリ。

^{ヨツ}仍テ^{ココ}帝国政府ハ、^{カンガ}茲ニ^{コンゴコウ}合衆国政府ノ^ニ態度ニ^ニ鑑ミ、^ニ今後交
渉ヲ^{シヨウ}繼續スル^ニモ^{ケイゾク}妥結^ニスル^ニヲ^{ダケツ}得ズト^エ認ム^ニル^ニ外^ニナキ^ニ旨ヲ、^{ミト}合衆
国政府ニ^{ホカ}通告スル^ニヲ^{ムネ}遺憾トスル^ニモノナリ。